

令和4年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICT を活用した遠隔教育の調査研究事業」
事業実施計画書

教育委員会名 (神奈川県教育委員会)

1 提案理由及び目的等

(1) 現状と課題

ア 現状

神奈川県教育委員会では、平成26年度から病气やけがで入院している県立学校の生徒を対象に、在籍校の教員や非常勤講師を病室に派遣する講師派遣型学習支援を行っている。令和元年度及び2年度は「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」の委託を受け、ICT機器を活用した学習支援や授業における協働的な学習等、機器の活用方法や授業形態による関わり方、教員による学習状況の見取り方、評価方法等について研究を進めるとともに、ICT機器を活用した遠隔による学習支援環境を整備し、講師派遣型学習支援とICT機器を活用した遠隔による学習支援を組み合わせる入院生徒への学習支援に取り組んだ。

また、令和3年度は、「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICT を活用した遠隔教育の調査研究事業」の委託を受け、本県で平成26年度から取り組んできた講師派遣型学習支援の要綱を改正し、ICTを活用した1対1の学習支援も可能にするなどして支援対象を拡げるとともに、同時双方向型オンライン授業の事例を積み重ね、「高等学校段階の生徒への遠隔教育実施の手引き」を作成することができた。

その結果、支援プロセスを確立するとともに、適切な機器の選択やクラウドの活用についての方針を整理することができたが、ICT機器を活用した遠隔学習における学習状況の見取り方や評価方法については実践例の蓄積が少なく、また、大勢が集まる対面での会議や医療機関への訪問が難しい状況が続いていることから、県立横浜南養護学校が設置されている県立こども医療センターや県立がんセンター患者支援部患者支援センターとの連携が継続的に行えていないため、十分な研究成果を挙げるまでには至っていない。

イ 課題

ICTを活用した遠隔授業を必要とする生徒の人数を予測することは困難であることから、学校・病院連携支援員や学習支援員等の人材配置は難しく、現状は高校教育課の職員が学校や入院施設に訪問し、事業についての説明やICT機器の設置を行っている。今後、「高等学校段階の生徒への遠隔教育実施の手引き」に沿って、学校が主体となって本事業を円滑に運用できるような取組とすることが必要であるが、併せて、県立こども医療センターや県立がんセンター患者支援部患者支援センターとの連携や、同時双方向型授業を実施する際に受信側で教員の代わりとして生徒を見守るための体制づくりを行う必要がある。

また、学習状況の見取り方や評価方法等、より多くの実践例を積み重ね、実践事例集としてまとめるなど、これまで積み重ねたノウハウを多くの関係者が共有する必要がある。

(2) 目的

学校が支援を必要とする生徒の学習機会を確保し、単位認定や卒業につながる支援ができるよう、これまでの研究成果と課題を踏まえ、「高等学校段階の生徒への遠隔教育実施の手引き」に沿った学習支援を、より汎用性の高い柔軟な運用へ改善するための研究を行う。

2 事業内容

(1) 事業の実施体制

働きかけ	主な内容
県教育委員会 ➡ 学校、病院・施設等	○取組についての説明を行う。 ○ICT環境の課題の把握や個人情報等の確認等を行う。 ○遠隔教育実施に向けた機器の活用について計画を立てる。
県教育委員会 ➡ 学校	○学習支援の趣旨、実施に向けた流れ、クラウド及び貸出機器等について説明を行う。 ○教育課程を踏まえた指導に関する協議を行う。
学校 ➡ 生徒・保護者・(担当医師等)	○学習支援の趣旨、実施に向けた流れ、クラウド及び貸出機器等について説明を行う。 ○所有端末やネットワーク環境等の確認を行う。 ○日程調整、及び遠隔教育カリキュラム等について説明を行う。
学校 ➡ 県教育委員会	○必要に応じて、講師の派遣に関する手続きを行う。

※上記以外にも次の連携を模索する。

高校教育課 ⇔ 特別支援教育課、県立横浜南養護学校

県教育委員会 ⇔ 県立こども医療センター、県立がんセンター

(2) 取組内容

ア 連携の流れ

- 学校は、該当する生徒へ本事業を案内し、生徒・保護者からの申し出があった場合は、医師から指導に耐えられる状態との判断があり、生徒が支援を受けることを医師が承認している場合に限り、県教育委員会に相談の上、生徒のニーズや学習状況を踏まえた学習指導計画を作成する。その際、教員による訪問指導とICTを活用した遠隔授業のバランスや内容、評価方法等に留意する。
- 県教育委員会高校教育課は、学校からの相談を受けて支援が決定した段階で、学校を介し、生徒が入院する病院での学習環境整備を行う。さらに、非常勤職員の配置等について教職員人事課と調整を行う。
- 県教育委員会高校教育課は、学校が作成した学習指導計画を基に遠隔授業を実施するための機器活用のための計画を作成する。
- 病院は、生徒・保護者及び学校からの依頼を受け、ICT環境等を踏まえた学習環境を提供する。また、県立こども医療センターや県立がんセンターと連携し、特別支援学校における入院児童生徒支援事業の事例の共有や、教員向けのがん教育等に関する研修の実施についても検討する。
- 県教育委員会高校教育課は、支援を受ける生徒が入院している医療施設等と協働し、同時双方向型授業を実施する際に受信側で教員の代わりとして生徒を見守るための体制づくりを行う。
- 県教育委員会高校教育課は、学習状況の見取り方や評価方法等、より多くの実践例を実践事例集としてまとめる。

イ 研究の方法

- 本事業の周知を十分に行い、県立学校での円滑な活用を図る。
- 県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程に対し、病気療養中等の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査を行い、高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育について状況及び課題を整理する。
- 入院生徒が在籍する高校の関係者から遠隔授業に関する課題を聞き取り、機器の配置や設定についての改善を図る。
- 特別支援教育課を介し、県立横浜南養護学校（県立こども医療センター）や特別支援学校との連携を深め、遠隔授業の現状（使用機器、学習方法、教育課程等）について情報共有を図り、高校段階での入院生徒に対して適切な支援の在り方を研究する。
- 「高等学校段階の生徒への遠隔教育実施の手引き」に沿った学習支援を継続し、課題があれば改善点を整理し、当該手引きを改訂する。
- 同時双方向型授業を実施する際に受信側で教員の代わりとして生徒を見守るための体制づくりについて、適切な方法を研究する。
- 自宅療養中の生徒の学習支援については、医師からの指示内容の共有や生徒の健康状態の把握を中心とした家庭との連携方法、授業中における学校側の配慮（教員及び教室の生徒の留意事項の徹底等）等、生徒の体調に配慮した運用について研究を行う。

ウ 研究の検証

- 支援を受けている生徒が使用する同じ情報端末を使い、画質や音質を確認するために、遠隔授業を受信した状態で実際に授業を受ける。
- 各学校からの実施計画書・実施報告書をもとに検証を行い、必要に応じて支援対象の生徒や教室で支援対象の生徒と同じ授業を受けていた生徒、教員、保護者、医師への聞き取りを行う。
- 学習状況の見取り方や評価方法等をまとめた実践事例集を県立学校に共有し、学校が主体となって遠隔教育を実施するための課題を整理する。

3 事業により見込まれる成果及び普及の方法

（1）事業により見込まれる成果

- 遠隔授業の実施方法や教育課程上の運用や実施上の留意点等をまとめた「高等学校段階の生徒への遠隔教育実施の手引き」や実践事例集を参考に、学校が主体的に生徒一人ひとりの状況に応じた遠隔教育を実施することが可能となる。

（2）普及の方法

- 研究成果をまとめた研究報告書や学習状況の見取り方や評価方法等に関する実践事例集を作成し、県内の県立学校（高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部）や医療機関等に配付する。
- 県立学校長会議や管理職を対象とした教育課程説明会等で本事業について周知を図り、現場の教職員や生徒・保護者に認知してもらう。

4 事業実施計画

時 期	内 容	備 考
(令和3年度) 4月以降随時	<ul style="list-style-type: none"> ・該当生徒の入院時学習支援の受入れ ・SIMカード調達 ・Webカメラ調達 	
5月上旬	該当生徒が在籍する高校の関係者と意見交換	遠隔授業実施に向けたもの
5月中旬	入院生徒等に関する実態調査	
8月上旬	該当生徒が在籍する高校の関係者と意見交換	遠隔授業を実施する上での課題
12月上旬	「高等学校段階の生徒への遠隔教育実施の手引き」作成開始	
3月	「高等学校段階の生徒への遠隔教育実施の手引き」配付	県内全県立学校
(令和4年度) 4月以降随時	<ul style="list-style-type: none"> ・該当生徒の入院時学習支援の受入れ ・SIMカード、モバイルルータ調達 ・Webカメラ調達 	
5月中旬	入院生徒等に関する実態調査	
6月中旬	関係機関訪問	
8月上旬	「高等学校段階の生徒への遠隔教育実施の手引き」見直し	
8月中旬	実践事例集作成開始	
11月下旬	実践事例集配付	県内全県立学校
12月下旬	研究報告書作成	県内全県立学校及び医療機関等に向けた情報公開
1月中旬	研究報告書配付、及び県ホームページへの公開	

5 所要経費
共通様式1に記載。

6 連絡担当者
 所属 教育局指導部高校教育課高校教育企画室高校教育企画グループ
 役職 主任主事
 住所 (〒231-8588) 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁「東庁舎」6階
 氏名 乾 浩幸
 電話番号 045-210-8254 (直通)
 E-mail アドレス inui.dy7v@pref.kanagawa.lg.jp

所要経費について

組織名
神奈川県教育委員会

(単位：円)

事業の経費項目	金額	積算内訳
人件費		
諸謝金		
旅費		
借損料	351,225 円	SIM カード利用料 8名分×@6,152 円×4 か月=196,864 円 196,864 円×1.1 = <u>216,550 円 (税込み)</u> 延長4名分×@6,152 円×4 か月=98,432 円 98,432 円×1.1 = <u>108,275 円 (税込み)</u> SIM カード初期登録料 8名分×@3,000 円 = 24,000 円 24,000 円×1.1= <u>26,400 円 (税込み)</u>
印刷製本費		
消耗品費	129,080 円	モバイル Wi-Fi ルーター 4台×@20,000 円= <u>80,000 円</u> Web カメラ 2台×@9,800= <u>19,600 円</u> Web カメラ用三脚 2台×@14,740= <u>29,480 円</u>
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
雑役務費		
再委託費		
計	480,305 円	

- 1 積算にあたっては、事業の内容との関係を十分に考慮すること。
- 2 「積算内訳」については積算根拠を明確に記載すること。